

国家公務員の倫理の保持に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員及び同条第三項に規定する特別職に属する国家公務員（同項第十三号から第十五号までに掲げる職員を除く。）であつて常勤のものをいう。

(職員の責務)

第三条 職員は、国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

(国会報告)

第四条 政府は、毎年、国会に、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

(国家公務員倫理規程)

第五条 政府は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する国民の信頼を確保するため、職務に係る業者等との接触に関し職員の遵守すべき事項、職員の職務に係る倫理の保持に資するための研修の実施に関する事項その他職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めた規程（以下「国家公務員倫理規程」という。）を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、国家公務員倫理規程の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。国家公務員倫理規程を変更しようとするときも、同様とする。

3 政府は、国家公務員倫理規程を定めたときは、これを国会に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(贈与等の報告)

第六条 行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機

関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院をいう。以下同じ。）に置かれる官房、局その他の内部部局に置かれる課の長の官職として政令で定める官職及び政令で定めるところにより当該官職を占める職員が支給を受ける俸給（一般職の職員の給与に関する法律（昭和三十五年法律第九十五号）又は特別職の職員の給与に関する法律（昭和三十四年法律第二百五十二号）の規定に基づいて支給を受ける俸給をいう。以下同じ。）の額として政令で定める額（以下この条において「基準俸給額」という。）と当該官職以外の官職を占める職員が支給を受ける俸給の額とを比較し、基準俸給額に相当し、又は基準俸給額を超える額の俸給の支給を受けることとなる職員の官職として政令で定める官職（以下「本省課長級以上官職」という。）を占める職員（前年一年間を通じて本省課長級以上官職を占めていた職員に限る。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間に、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣、人事院総裁及び会計検査院長並びに各外局の長並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる価額の合計額が五万円に満たない場合は、この限りでない。

一 前年中に会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む）

以下同じ。)から、贈与(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の規定の適用があつたとしたならば贈与により取得したものとみなされることとなるものを含む。以下同じ。)により財産を取得し、又は当該会社その他の法人と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として政令で定める報酬の支払を受けた場合(当該贈与又は当該報酬の価額が一件につき一万円を超える場合に限り。) 当該贈与又は当該報酬の価額の合計額及びその基因となつた事実並びに当該贈与又は当該報酬に係る会社その他の法人の名称及び住所

二 前年中に会社その他の法人から、当該会社その他の法人と職員の職務との関係に基づいて当該職員の配偶者若しくは生計を一にする子が贈与により財産を取得し、又は当該会社その他の法人と職員の職務との関係に基づいて当該職員の配偶者若しくは生計を一にする子が提供する人的役務に対する報酬として政令で定める報酬の支払を受けた場合(当該贈与又は当該報酬の価額が一件につき一万円を超える場合に限り。) 当該贈与又は当該報酬の価額の合計額及びその基因となつた事実並びに当該贈与又は当該報酬に係る会社その他の法人の名称及び住所

2 各省各庁の長は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書の写しを国

家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

(資産等の報告)

第七条 職員は、行政機関に置かれる官房、局その他の内部部局の長の官職として政令で定める官職又は政令で定めるところにより当該官職を占める職員が支給を受ける俸給の額として政令で定める額（以下この条において「基準俸給額」という。）と当該官職以外の官職を占める職員が支給を受ける俸給の額とを比較し、基準俸給額に相当し、若しくは基準俸給額を超える額の俸給の支給を受けることとなる職員の官職として政令で定める官職（以下「本省局長級以上官職」という。）に任命されたとき（職員が当該任命の日の前日において本省局長級以上官職を占めていた場合を除く。）は、当該任命された日（以下「就任日」という。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、各省各庁の長に提出しなければならない。

一 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含み、自己又は配偶者若しくは生計を一にする子が居住の用に供している建物に係るものを除く。） 所在、面積及び固定資産税の課

税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権（自己又は配偶者若しくは生計を一にする子が居住の用に供している建物に係るものを除く。） 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

三 建物（自己又は配偶者若しくは生計を一にする子が居住の用に供しているものを除く。） 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。） 預金、貯金及び郵便貯金の額

五 金銭信託 金銭信託の元本の額

六 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄、株数及び額面金額の総額）

七 自動車、船舶、航空機、美術工芸品その他の動産（取得価額が百万円を超えるものに限る。） 品目

及び数量

- 八 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称
- 九 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額
- 十 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額
- 2 就任日後引き続き本省局長級以上官職を占めている職員は、その就任日後毎年新たに有することとなつた前項各号に掲げる資産等であつて十二月三十一日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、各省各庁の長に提出しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定により資産等報告書の提出を受けたとき又は前項の規定により資産等補充報告書の提出を受けたときは、当該資産等報告書又は当該資産等補充報告書の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

（給与外収入等の報告）

第八条 本省局長級以上官職を占める職員（前年一年間を通じて本省局長級以上官職を占めていた職員に限

る。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した給与外収入等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間に、各省各庁の長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる金額の合計額が五万円に満たない場合は、この限りでない。

- 一 前年中に支払を受けた給与以外の収入（一般職の職員の給与に関する法律その他職員の給与に関する法令の規定に基づいて支払を受ける給与に係る収入以外の収入（各種所得（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十一号に規定する各種所得（退職所得を除く。）をいう。以下同じ。）の金額の計算の基礎とされるもの）に限り、第六条第一項第一号に規定する贈与及び報酬に係る収入を除く。）をいう。）がある場合 当該収入の金額の合計額及びその基因となった事実並びに当該収入を支払った者の氏名（その者が会社その他の法人である場合には、名称。以下同じ。）及び住所
- 二 前年中に職員の職務との関係に基づいて当該職員の配偶者又は生計を一にする子が支払を受けた収入（各種所得の金額の計算の基礎とされるもの）に限り、第六条第一項第二号に規定する贈与及び報酬に係る収入を除く。）がある場合 当該収入の金額の合計額及びその基因となった事実並びに当該収入を支払った者の氏名及び住所

2 各省各庁の長は、前項の規定により給与外収入等報告書の提出を受けたときは、当該給与外収入等報告書の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

(報告書の保存及び閲覧)

第九条 前三条の規定により提出された贈与等報告書、資産等報告書及び資産等補充報告書並びに給与外収入等報告書は、これらを受理した各省各庁の長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して七年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、各省各庁の長に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書、資産等報告書及び資産等補充報告書並びに給与外収入等報告書の閲覧を請求することができる。

(国家公務員倫理審査会)

第十条 総務庁に、国家公務員倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第六条第二項、第七条第三項及び第八条第二項の規定により送付を受けた写しに係る報告書に関し、必要があると認めるときは、必要な報告、情報又は資料の提出を求め、又は各省各庁の長に監督上必要

な措置を講ずるよう求めること。

二 職員の職務に係る倫理の保持に関する基本的事項を調査審議し、関係各省各庁の長に意見を述べること。

3 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十二条 第六条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の過料に処する。

(地方公共団体の講ずる施策)

第十三条 地方公共団体は、この法律の規定に基づく国の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(特殊法人の講ずる措置)

第十四条 特殊法人は、この法律の規定に基づく国の施策に準じて、当該職員の職務に係る倫理の保持のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日において本省局長級以上官職を占めている職員は、同日において有する第七条第一項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、各省各庁の長に提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の過料に処する。

3 第七条第三項、第九条及び第十条第二項の規定は、第一項の規定により提出された資産等報告書について準用する。この場合において、第七条第三項中「第一項の規定により資産等報告書の提出を受けたとき又は前項の規定により資産等補充報告書の提出を受けたときは、当該資産等報告書又は当該資産等補充報

告書の写し」とあるのは「附則第二条第一項の規定により資産等報告書の提出を受けたときは、その写し」と、第九条第一項中「前三条の規定により提出された贈与等報告書、資産等報告書及び資産等補充報告書並びに給与外収入等報告書」とあるのは「附則第二条第一項の規定により提出された資産等報告書」と、同条第二項中「贈与等報告書、資産等報告書及び資産等補充報告書並びに給与外収入等報告書」とあるのは「資産等報告書」と、第十条第二項第一号中「第六条第二項、第七条第三項及び第八条第二項」とあるのは「附則第二条第一項」と読み替えるものとする。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第三条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「又は「内閣総理大臣」」を「、「内閣総理大臣」、「政府」又は「総務庁」」に改め、本則に次の一号を加える。

八 国家公務員の倫理の保持に関する法律(平成九年法律第 号)(第五条第二項、第十三条及び第十四条の規定を除く。)

理由

不祥事の続発等近年における国家公務員の職務に係る倫理を巡る憂慮すべき状況等にかんがみ、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する国民の信頼を確保するため、国家公務員倫理規程の制定、幹部国家公務員に係る贈与、資産、給与外収入等の報告及び公開、国家公務員倫理審査会の設置等国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。